種畜証明書の交付 (畜産振興課)

基本測量の実施の終了 (監理課)

報

目

毎週火・金曜日発行

防府都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)......

 $\overline{\circ}$

 $\overline{\circ}$



平成二十一年度山口県警察官 (男性)採用()試験の実施

障害者支援施設規則をここに公布する。 平成二十一年三月二十四日

田布施都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課) 萩都市計画公園事業の事業計画の変更認可 (都市計画課) 宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則 (住宅課) 障害者支援施設規則 (障害者支援課) 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正 (会計課)..... 県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正 (住宅課)..... 平生都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課) 宇部都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (都市計画課)..... 小郡仁保津樫ノ前土地区画整理組合の解散の認可 (都市計画課) 換地処分の届出 (都市計画課) 道路の供用の開始 (道路整備課) 道路の区域の変更 (道路整備課) 山口県華南園規則を廃止する規則 (障害者支援課) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 (商政課)九 六 五 五 四 四 ハハ 六六六六 五 山口県規則第十三号

Щ

П

山口県知事

井

関

成

障害者支援施設規則

(趣旨)

第一条 この規則は、障害者支援施設条例 (平成二十一年山口県条例第一号。 例」という。)に定めるもののほか、障害者支援施設の管理について必要な事項を定 めるものとする。 以下「条

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条条例第七条第二項の規定による公告は、 登載して行うものとする。 次に掲げる事項について、 山口県報に

- 指定管理者が行う管理に関する事務の内容 指定管理者に管理を行わせようとする障害者支援施設の概要
- 指定しようとする期間

- 応募者に必要な資格に関する事項 応募の方法及び期間

(応募の手続) 前各号に掲げるもののほか、 条例第七条第三項の事業計画書には、 知事が必要と認める事項 次に掲げる事項を記載しなければならな

応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

指定の期間

障害者支援施設の管理に係る事業計画 応募に係る障害者支援施設の名称及び位置

2 条例第七条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

法人にあっては、登記事項証明書 定款、寄附行為、 規約その他これらに類する書類

障害者支援施設の管理に係る収支予算書

において「直前二事業年度」という。) の事業報告書又はこれらに類する書類 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度 (次号

前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

(指定の公示)

第四条 条例第七条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、 登載して行うものとする。 山口県報に

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

指定管理者に管理を行わせる障害者支援施設の名称及び位置

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

則

別に定める。

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する

山口県聴覚障害者情報センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 井 関 成

山口県規則第十四号

山口県聴覚障害者情報センター 規則の一部を改正する規則

のように改正する。 山口県聴覚障害者情報センター 規則 (平成十一年山口県規則第七十一号) の一部を次

第二条を次のように改める。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第二十四条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、 報に登載して行うものとする。 山口県

- 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 指定しようとする期間
- 応募者に必要な資格に関する事項

五

応募の方法及び期間

前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える

第三条条例第二十四条第三項の事業計画書には、 (応募の手続) 次に掲げる事項を記載しなければな

応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

らない。

条例第二十四条第三項の規則で定める書類は、 次に掲げる書類とする。

一 聴覚障害者情報センターの管理に係る事業計画

定款、寄附行為、

規約その他これらに類する書類

法人にあっては、登記事項証明書

聴覚障害者情報センターの管理に係る収支予算書

において「直前二事業年度」という。) の事業報告書又はこれらに類する書類 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度 (次号

直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定の公示)

第四条条例第二十四条第八項の規定による公示は、 報に登載して行うものとする。 次に掲げる事項について、 山口県

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

指定の期間

この規則は、 平成二十一年四月一日から施行する。

山口県華南園規則を廃止する規則をここに公布する

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 井 関 成

山口県規則第十五号

山口県華南園規則を廃止する規則

山口県華南園規則(平成十七年山口県規則第百十一号)は、 廃止する。

この規則は、 平成二十一年四月一日から施行する

知的障害者援護施設規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 _ 井

関

成

山口県規則第十六号

知的障害者援護施設規則を廃止する規則

知的障害者援護施設規則 (平成十七年山口県規則第百十二号) は、 廃止する。

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 _ 井 関 成

山口県規則第十七号

Щ

П

宅地建物取引業法施行細則の

部を改正する規則をここに公布する

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

改正する。 宅地建物取引業法施行細則 (昭和四十年山口県規則第四十三号) の一部を次のように

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を削る

業を営む者(以下「業者」という。)」に改め、 第五条第二項中「、業者」を「、法第三条第一項の知事の免許を受けて宅地建物取引 同条を第三条とする。

第六条を第四条とし、第七条を第五条とする。

第八条中「一に」を「いずれかに」に改め、 同条を第六条とする

第九条から第十一条までを削る。

第十二条第一号中「別記第九号様式」を「別記第一号様式」に改め、 同条第二号中

> 第七条とする。 式」に改め、同条第五号中「別記第十三号樣式」を「別記第五号樣式」に改め、同条を を「別記第三号様式」に改め、同条第四号中「別記第十二号様式」を「別記第四号様 別記第十号様式」を「別記第二号様式」に改め、同条第三号中「別記第十一号様式」

第十三条第二項第六号及び第七号を削り、同条を第八条とする。

第十四条を第九条とする

別記第一号様式から別記第八号様式までを削る。

別記第九号様式中「 (第12条関係)」や「

号様式とする。

別記第十号様式中「 (第12条関係)」や「

同様式を別記第

(第7条関係)」に改め、

|号様式とする。

別記第十一号様式中「 (第12条関係)」 を「 (第7条関係)」に改め、

第三号様式とする。

別記第十二号様式中「

(第12条関係)」

を「

(第7条関係)」

に改め、

同様式を別記

同様式を別記

同様式を別記

第四号様式とする。 (第12条関係)」 をっ (第7条関係)」に改め、

別記第十三号様式中「

第五号様式とする。

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第百二十号

安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、 保

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 井 関 成

五条第一項に規定する重要流域に係るものを除く。) による 定をする件 (平成九年農林水産省告示第千四十八号) に定めるところ (森林法第二十 保安林の指定をする件(平成九年農林水産省告示第六百六十一号)及び保安林の指 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

二 変更に係る指定施業要件

道路の種類

県道

路

線

名

山口徳山線

道路の区域

X

間

旧 新別

數

(メーの

ト幅 ル員

(延 イ イ

ル長

備

考

П

路

線

名

道路の種類

県道 徳山光線

道路の区域

Щ

X

間

旧新別

敷

(メー・派力の

(延 イ

ル長

備

考

先まで 同市 同大字 同字ニーハーの一部 同大字 同大字 同子ニーハーの 間南市大字八代字神田ニーハ〇の

新

最最 広狭

四〇

〇四

九

完了による。

旧

最最 広狭

報

(--)変更しない。 立木の伐採の方法

 (\Box) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、 期間及び樹種

部市経済部農林水産課、 林政課及び山陽小野田市環境経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。 経済振興部農林課、柳井市経済部農林水産課、美祢市建設経済部農林課、周南市経済部 次のとおり」は、 立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、 省略し、 岩国市農林経済部林業振興課、 その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに宇 光市経済部水産林業課、 次のとおりとする。 長門市

山口県告示第百二十 一号

路の区域を変更する 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十一年三月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 = 井 関

成

道路の種類 県道

路 道路の区域 線 名 三田尻港徳地線

同市大字久兼字岩柄二の一地先までらい。 X 間 旧 新 旧 新別 最最 広狭 最最 広狭 (メールの 五六 ド幅 ル員 0= 八六 (延 メー 九八 九八・四 ル長 兀 備

考

山口県告示第百二十二

路の供用を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

同市大字久兼字岩柄一の六地先まで	防府市大字和字字松原一の一地先か
新	旧
最最 広狭	最最 広狭
六— 二— 八五	二 五六 ··· 〇二
三四	

路 道路の種類 県道

道路の区域 線 名 獺越下松線

一地先まで	一地先まで「地先まで」の一地先まで「地先まで」である。	及ぶで 同大字字下河内八五五の七地先から 間市 同大字字下河内八五五の七地地先から	区間
新	II	∃	旧新別
最最 広狭	最最 広狭	最最 広狭	敷地の
六四十〇	一 七三 ·· 二五	二 六 七 0	ートル)
五四七・三	五 三 · 三	一六六・〇	(メートル) 長
完了による。		(重用) 道路の区域 県道徳山光線	備

四

七

五

完了による。道路改良工事の

その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課

井 関 成

二十五日平成二十一年三月 供用開始の期日

供用開始の期日 一年三月

二平 十成 五二 日十

二十五日平成二十一年三月 供用開始の期日

市平田一丁目土地区画整理組合から土地区画整理事業の施行地区について、次のとおり 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、岩国

井 関

成

平成二十一年一月二十二日 換地処分の年月日

換地処分の内容

平成二十年十二月十九日認可された換地計画のとおり

平成二十一年二月十二日 換地処分の年月日

換地処分の内容

平成二十年十二月十九日認可された換地計画のとおり

山口県告示第百二十四号

小郡仁保津樫ノ前土地区画整理組合の解散を認可した。 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定に基づき、

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 = 井 関 成

山口県告示第百二十五号

計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市

平成二十一年三月二十四日

山口県知事

=

井

関

成

宇部市

施行者の名称

_ 都市計画事業の種類及び名称

宇部都市計画道路事業三・四・三十五真締川東通線

宇部都市計画道路事業三・六・二十五小串神原線

事業施行期間

Ξ

平成十三年七月十三日から平成二十二年三月三十一日まで

兀

事業地

画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 山口県告示第百二十六号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、

宇部市宮地町、北琴芝一丁目及び大字小串

平成二十一年三月二十四日

施行者の名称

都市計画事業の種類及び名称

萩都市計画公園事業五・五・二陶芸の村公園

事業施行期間

昭和六十一年八月十九日から平成二十八年三月三十一日まで

萩市大字椿東

山口県告示第百二十七号

市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき、 田布施都

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 _ 井 関

成

施行者の名称

都市計画事業の種類及び名称

田布施都市計画下水道事業田布施町流域関連公共下水道

事業施行期間

平成四年二月二十一日から平成二十八年三月三十一日まで

大字宿井 熊毛郡田布施町大字麻郷奥、 大字麻郷、 大字波野、 大字下田布施、大字大波野及び

山口県告示第百二十八号

計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき、平生都市

平成二十一年三月二十四日

萩都市計

山口県知事 井 関

成

施行者の名称

山口県知事

_ 井

関

成

平生町

都市計画事業の種類及び名称

平生都市計画下水道事業平生町流域関連公共下水道

事業施行期間

Ξ

平成四年二月二十一日から平成二十八年三月三十一日まで

兀 事業地

竪ケ浜及び大字宇佐木 熊毛郡平生町大字平生村、大字平生町、大字曽根、大字大野南、大字大野北、大字

山口県告示第百二十九号

を次のように改正する。 県営住宅の構造及び戸数に関する告示 (平成十年山口県告示第二百三十七号)の一部

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 井

関

成

表新庄北県営住宅の項中「三三」を「五一」に改める。

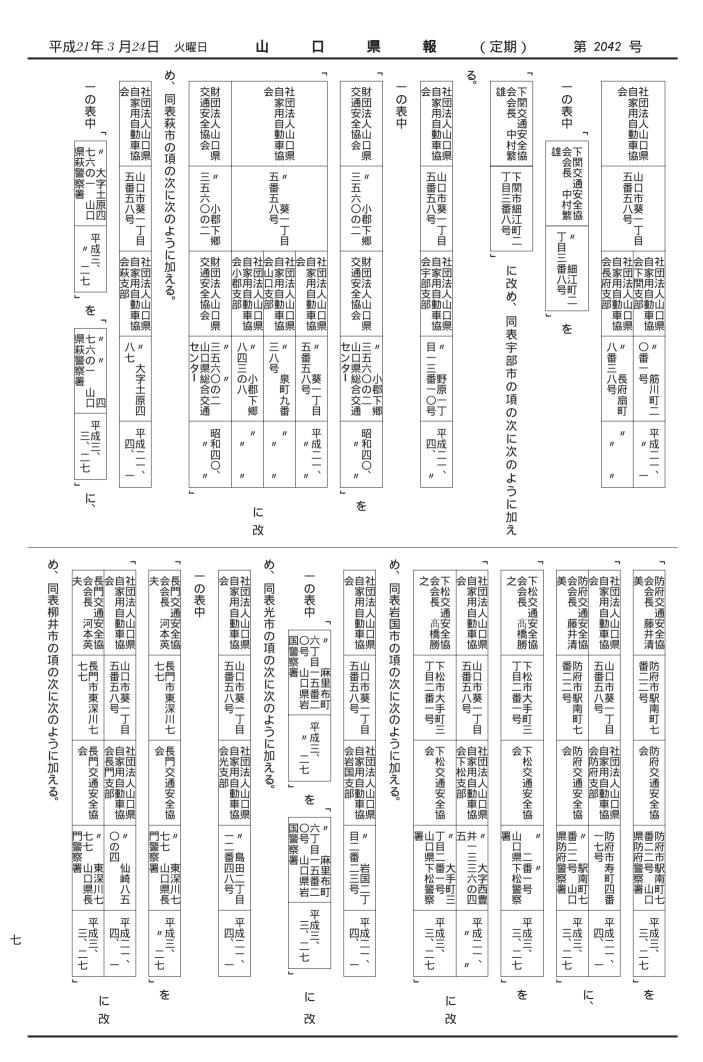
山口県告示第百三十号

六十六号)の一部を次のように改正する。 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示 (昭和四十一年山口県告示第四百

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 井 関 成

の表下関市職員互助会会長 池永博文の項の次に次のように加える。



め 会解析的主义。 の表中 同 表周南市の項の次に次のように加える。 分三一二 美祢市大嶺町東 五番五八号山口市葵一丁目 五番五八号山口市葵一丁目 分三一二 美祢市大嶺町東 会柳井支部自家用自動車協 会美祢支部自家用自動車協 会 美祢交通安全協 会 美祢交通安全協 県美祢警察署 別三一二 山口 場質町東 県美祢警察署 ・ 大嶺町東 七″ 佐 // 三四四二の一の一 古開 作 平 三成 二三、 平 "成 二 四成二、一、

一の表中	重	11 京村 11 元
	五番五八号	山口市葵一丁目
	会周南西支部自家用自動車協	周家団 南用法 支自人
	目六番一二号	目八番一六号 周陽二丁
	"	平 // 成 — `
	表	の表中

// 二七 を

小野田警察署 山口県

平成三、二七 に改め

ಠ್ಠ

会 自家用自動車協 加口県

五番五八号山口市葵一丁目

会小野田支部 自家用自動車協 山口県

三の " 三出 号 丁 目

番日

平四成

一朗 協会会長 河田 が野田交通安全

ØШ

一の山 号一丁目1 目1

六市番日

協会小野田交通安全

平成二十一年三月二十四日

山口県知 事 井 関

成

(九六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 大規模小売店舗の名称及び所在地

平四成二、 振興課において公衆の縦覧に供します。 日から同年七月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年三月二十四

平成二十一年三月二十四日

七

を

大規模小売店舗の名称及び所在地

山口県知事

=

井

関

成

名

称 スーパードラッグコスモス新下関店

所在地 下関市大字伊倉新下関西土地区画整理事業地内三五街区二三号

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

、二七

に

改

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目

一〇番

号

宇野

正晃

所

代表者の氏名

Ξ 変更に係る事項

駐車場の自動車の出入口の位置

平成二十一年三月十一日 届出年月日

兀

五 変更年月日

平成二十一年三月十二日

(**九七**) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

市から意見を聴きました。 二十年十月二十八日山口県公告 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成 (四一二) に係る大規模小売店舗について次のとおり光

労働部商政課並びに光市経済部商工観光課及び光市大和支所において公衆の縦覧に供し 当該意見は、 平成二十一年三月二十四日から同年四月二十四日までの間、 山口県商工

所在地 称 ジャスコ光店 光市大字浅江一七五六の

意見の概要

次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、

土

地

の

所

在

地

地目

周南市大字大潮字開キケ原七六一

特に配慮を求める事項はない。

(九八) 県営鹿野大潮地区 (桶山換地区) 中山間地域総合整備事業に係る不換地等の指

備事業の施行に係る桶山換地区につき、次の従前の土地を地積を特に減じて換地を定め る同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営鹿野大潮地区中山間地域総合整 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第三項において準用す

平成二十一年三月二十四日

る土地として指定しました。

山口県知事

井 関 成

地 特に減じる地積

(平方メートル) (平方メートル)

一、四八四

田 11

八九二

五五〇 五

七五九 00

、八五〇 二七 \equiv

(九九) 県営内日地区基幹水利施設ストックマネジメント事業計画書の縦覧

県営内日地区基幹水利施設ストックマネジメント事業を行うための土地改良事業計画を おり縦覧に供します 定めたので、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の二第一項の規定により、 同条第十項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、 次のと

Щ

П

県

"

字蝮鹿野八〇六の

七六四 七六二

八一〇の

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 = 井 関 成

縦覧に供する書類

県営内日地区基幹水利施設ストックマネジメント事業計画書の写し

縦覧の期間

平成二十一年三月二十五日から同年四月十三日まで

縦覧の場所

Ξ

山口県農林水産部農村整備課

(一〇〇)種畜証明書の交付

号の種畜証明書を交付しました。 次の家畜につき、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 井

関

成

第臨平	番種
号 으	写留 証
出	岩畜証明書
- 県	一
七(勝二)七平平	
二七章	名
子山	
山黒	
=	
三	
四	
	前
黒	品
毛 和	
種	種
一平二成	生
I -	告
一二九	生年月日
四、、山山	
	産
県	地
_	成検
級 術山美	績査
セロ祢	び飼氏養
を を を は に に に に に に に に に に に に に	氏養 名者
1 1/1/1/12	又の
総町合河	は仕名所
台河 技原	名又は名称と
32/31	1

(一〇一) 基本測量の実施の終了

国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第十四条第二項の規定により、国土交通省

平成二十一年三月二十四日

山口県知事

井

関

成

作業の種類

基本測量 (一等磁気測量)

作業の地域

Ξ 作業の期間

平成二十年五月十二日から平成二十一年二月二十八日まで

作業の種類

基本測量(国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)

_ 作業の地域

下関市、防府市、 長門市、 美祢市及び阿武郡阿東町

Ξ 作業の期間

平成二十年六月十二日から平成二十一年二月二十七日まで

報

(一〇二) 防府都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

法第二十条第二項の規定に基づき、 る同法第二十条第一項の規定による防府都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項 に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同 防府市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す 当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 = 井 関 成

3

都市計画の種類及び名称

防府都市計画道路三・四・十一新橋宮市線 防府都市計画道路三・四・七松崎植松線

防府都市計画道路三・五・三十三国分寺鐘紡線

防府都市計画道路七・七・三宮市天神前線 防府都市計画道路三・四・四十松崎牟礼線

都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



П

公 告

Щ

平成二十一年度山口県警察官 (男性)採用(会試験の実施

平成二十一年度山口県警察官 (男性)採用(A)試験を次のとおり実施します。

平成二十一年三月二十四日

Щ 県 人 事 委 員 会

採用予定人員

八十人程度

職務の概要

通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、 鎮圧及び捜査、 被疑者の逮捕、

三 受験資格

- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律 (平成十一年法 の者が受験できます。 次のいずれかに該当する者は、受験できません。 日本の国籍を有しない者
- 律第百四十九号) 附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準
- なくなるまでの者 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- の他の団体を結成し、又はこれに加入した者

兀

試験の方法、

内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします

ある論文試験は、 なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部で 日程等の都合により、第一次試験の受験者全員について行います。

第一次試験

方法及び内容

より、大学卒業程度の教養試験を行います 警察官として必要な一般的な知識及び知能について、 択一式による筆記試験に

2 日時

平成二十一年五月十日 (日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

験 午前十時から午後二時三十分まで

3 場所

試

山口市吉田一六七七番地の

山口大学共通教育本館

第二次試験

1 方法及び内容 論文試験

交

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。 なお、この試験は、 第一次試験の当日行います。

二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、

昭和五十一年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第

短期大学を除く。)の卒業者又は平成二十二年三月三十一日までに卒業する見込み

五

(2)に適性検査を行います。 人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並び

(3)

ては、第一次試験の合格通知の際お知らせします。 山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。 詳細につい

なお、検査には、次のような基準があります。

一六〇センチメートル以上であること。

体 重 四七キログラム以上であること。

視 胸 力 両眼とも裸眼視力が○・六以上又は矯正視力が一・○以上である 七八センチメートル以上であること。

色 覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴 力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること

日時及び場所

2

(4)

体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

平成二十一年五月下旬から同年六月上旬までの間に山口市で行います。 なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

配点 第 一次試験及び第二次試験の配点については、 次のとおりとします。

第一次試験

教養試験 五〇点

第二次試験

(二)

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

合格者の決定方法

第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

づいて決定します。 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基

点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。 ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五

> 七 合格者の発表

(--)第一次試験合格者

者に文書で通知します。 フォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格 平成二十一年五月二十一日 (木曜日) とし、合格者の受験番号を山口県庁イン

最終合格者

ラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知し 平成二十一年七月上旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプ

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします

 (Ξ) 試験の得点等の開示

員会に申し出てください。 の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の 合格者にあっては、最終合格者の発表日)以後、 試験の得点及び順位の開示は、 山口県人事委員会事務局において行うので、試験 来所の上、その旨を山口県人事委

合格から採用までの経路及び給与

ら山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効で 合格者は、 山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、 このうちか

所に配置されます。 巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、 採用は、原則として平成二十二年四月一日以降に行われます。採用者は、 山口県 勤務箇

住居手当、 給与は、 原則として月額十九万七千八百六十二円が支給されるほか、扶養手当、 通勤手当、期末手当、 勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給さ

受験手続及び受付期間

受験申込書の請求

以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください 切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒 (縦三十三センチメートル 場合は、封筒の表に「警察官(男性)△受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の 町一番一号 (郵便番号七五三-八五〇一)) に請求してください。郵便で請求する 平成二十一年三月二十四日 (火曜日) 以後に山口県人事委員会事務局 (山口市滝 なお、受験申込書は、 山口県内の警察署、 交番及び駐在所にもあります

受験の申込み

八)に問い合わせてください。

+

その他

を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号

受付の期間及び時間 なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書してください。

日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。 平成二十一年三月二十四日 (火曜日) から同年四月十七日 (金曜日) まで (日曜 なお、郵送の場合は、平成二十一年四月十七日までの消印のあるものに限りま

インターネットを利用する方法による受験の申込み

- インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
- 受験の申込みの受付期間及び受付時間

2

後五時まで 平成二十一年三月二十四日 (火曜日) 午前九時から同年四月十日 (金曜日) 午

七四) 又は山口県警察本部警務部警務課 (電話〇八三―九三三―〇一一〇内線二六二

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局 (電話〇八三-九三三-四四

監查公表第2号

第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、 します。 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査について、同条 これを公表

平成21年3月24日

逦 严 監査の結果に関する報告 監査年月日 山口県監査委員 監查委員名 新先神村 \mathbf{H} \mathbb{H} 办 ġ∏ | | 뚬 再票 意尚 的空

牭

赹

防府 "	周南健康福祉センター	男女共同参画相談センター	萩美術館・浦上記念館	美術館	萩 "	下翾 "	宇部 "	周南 "	柳井 "	岩国県民局	東京事務所	萩 "	下赐 "	字器 "	上口 "	防府 "	周南 "	剪井 "	岩国県税事務所		警察本部会計課	教育庁人権教育課	人事委員会事務局	労働委員会事務局	監査委員事務局	建築指導課	港湾課	監理 課	森林企画謀	農林水産政策課	医務保険課	生活衛生課	環境政策課
平成21年1月27日	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	平成20年10月	平成21年2月23	*	*	*		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	平成20年10月17日
年1,	*	12)	"	10,	11,	10,	"	11,	10,	"	"	11,	10,	11,	年10,	年2/	11月	10,	11,		"	*	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	年10)
月27E	_ <u>_</u>	12月18日	*	10月15日	11月20日	10月14日	4 H	11月7日	10月23日	18 日	14日	11月20日	10月14日	11月4日	<u>"</u>	月23日	月7日	10月23日	11月18日		14日	24 H	"	"	20日	"	16日	24 H	17日	24 H	16日	*	月17E
ш	ш	ш		ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш		ш	ш	ш	ш		ш	ш			ш		ш	ш	ш	ш	ш		ш
뿐	先	寸	滟	牟	寸	*	#	*	華	*	*	寸	*	#	堻	#	*	牟	*	寸	"	产	*	寸	牟	*	光	滟	寸	滟	#	*	堻
>	拔	\blacksquare	♪	\blacksquare	\blacksquare		拔		\blacksquare			\blacksquare		귏	\blacksquare	귏		\blacksquare		\blacksquare		办		\blacksquare	\blacksquare		茲	>	\blacksquare	>	귏		田
挡	删		1	訊			删		}∏					删		뻬		訊				档			領		删	1		牿	빼		
‴	心	華	‴	雲	華		心		雲			華		恋	華	心		雲		華		‴		華	雲		亭	‴	華	‴	心		華

	平月	戊21	年	3 F]24	<i>4</i> 日	少	(曜)	3			Щ					ļ	果		‡	设		(定	期)		Ŝ	育 2	2042	2 =	=	
宇兴 "	周南 "	岩国港湾管理事務所	数 "	短門 "	下関土木建築事務所	美祢土木事務所	宇野 "	山口 "	防府 "	周南 "	柯井 "	岩国土木建築事務所	水産研究センター		農林総合技術センター	萩 "	防府水産事務所	萩 "	焼門 "	下関 "	美祢 "	<u></u> □ "	周南農林事務所	計量検定所	大阪事務所	育成学校	下選 "	周南児童相談所	精神保健福祉センター	萩看護学校	衛生看護学院	焼門 "	宇部 "
"	"	"	"	"	"	"	平成20	"	平成2]	"	"	"	平成20		平成21	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成2(
11月19日	<i>"</i> 1 ⊞	″ 5 ⊟	12月1日	″ 6∃	11月14日	10月15日	平成20年12月4日	1月27日	平成21年2月23日	12月1日	10月23日	<i>"</i> 18 ⊞	平成20年11月6日		平成21年1月27日	10月15日	<i>"</i> 28 ⊞	11月20日	12月1日	11月14日	″ 15⊟	10月23日	11月7日	12月18日	11月13日	10月15日	" "	11月28日	" "	" "	12月18日	″ 6 ⊞	平成20年11月 4 日
神	先	華	*	雅	先	"	"	堻	*	先	牵	堻	推	李	"	产	"	李	产	先	"	堻	華	*	堻	華	"	*	*	"	堻	推	光
田	拔	田		➾	拔			田		城	田	H	➾	H		➾		H	₿	拔		H	H		田	田					H	₿	英
73 二	憲	73.11 曹		和彦	憲心			本		漸	母 男	華	和彦	華		和彦		丰	和彦	憲		華	忠二郎		華	母 專					華	和彦	憲
西市 "	田部 "	美祢工業 "	大嶺 "	美祢 "	小野田工業 "	厚狭 "	小野田 "	宇部工業 "	宇部中央 "	西京 "	타□ "	佐波 "	防府商業 "	防府西 "	防府 "	南陽工業 "	鹿野 "	德山北 "	熊毛北 "	下松工業 "	華陵 "	下松 "	光丘 "	田布施工業 "	田布施農業 "	熊毛南 "	柳井商工 "	柳井 "	高粱 "	久賀 "	安下庄高等学校	宇部小野田湾岸道路建設事務所	錦川総合開発事務所
平成:	平成:	平成:	平成:	*	平成:	"	平成:	平成:	"	平成:	平成:	"	*	"	平成:	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	*	*	"	"	"	*
平成20年11月28日	平成21年 2 月25日	平成20年11月28日	平成21年2月25日	12月18日	平成20年11月28日	" "	平成21年 2 月25日	平成20年12月18日	" "	平成21年2月25日	平成20年11月28日	" "	" "	" "	平成21年2月25日	11月28日	" "	" "	12月18日	11月5日	" "	" "	12月18日	" "	11月28日	12月18日	" "	11月28日	" "	" "	12月18日	" 19∃	″ 5 ⊟
=	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	才	華	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	才	"	"
																			車	田忠二郎											田		

묵

平成20年11月28日 平成21年2月25日

12月18日

長府

2042

=

=

平成20年12月18日 平成21年2月25日

11月28日

保健師等修学資金返納金の収入未済があった。

П

空空

=

岩国警察署

平成20年12月5日 平成21年2月25日

 \blacksquare \mathbb{H}

華

部二部

豊浦

=

=

德山総合支援学校 下関中等教育学校

空空"

国山田

> 平成20年12月18日 平成21年2月25日

=

12月18日 =

=

岩国西西 **物井** =

平成21年2月25日

平成20年11月19日 1月27日

平成21年2月25日 12月4日 諡

> Ш \blacksquare ♪

華

出二四 粘 ‴

Щ

小野田

 밖 南口山

=

小冊

点

監査の結果

すべき事項は、次のとおりである。 財務に関する事務の執行については、 おおむな適圧と認められたが、なお、 改善留意

医務保険課

農林水産政策謀

第1号に該当する物品購入の随意契約において、山口県会計規則 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。 以下「令」 という。)第167条の2第1項 (昭和39年山口県規則

> のがあった。 契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないも 第54号。以下「規則」という。)第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の

四

建築指導課

せていないものがあった。 2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出さ 令第167条の2第1項第1号に該当する物品修繕の随意契約において、規則第167条第

教育庁人権教育課

高等学校等進学奨励費の収入未済があった

警察本部会計課

放置違反金及び交通事故に係る弁償金の収入未済があった

周南県税事務所

以上の者から見積書を提出させていないものがあった。 2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、 令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第

防府県税事務所

備品購入に係る支払において、 支出科目を誤っているものがあった

周南健康福祉センター

- 母子寡婦福祉資金貸付金及び母子寡婦福祉資金貸付金違約金の収入未済があった。
- あった。 物品製作売買契約において、出納整理期間中に物品の引渡しを受けているものが

2

防府健康福祉センター

- なお、誤払いとなった金額については、返納済みである 通勤手当の認定を誤っているものがあった
- 母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった

2

宇部健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった

児童保護費の収入未済があった。

長門健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

衛生看護学院

- 1 物品の購入に係る物品購入決議書がないものがあった。
- 2 今第167条の2第1項第1号に該当する役務の提供の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

萩看護学校

- 物品の購入に係る物品購入決議書がないものがあった。
- 2 今第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

2

周南児童相談所

児童保護費及び情緒障害児短期治療施設運営費の収入未済があった。

下関児童相談所

- ゴ端
- 2 今第167条の2第1項第1号に該当する営繕工事の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

育成学校

_

2

- 児童自立支援施設運営費の収入未済があった。
- 物品の購入に係る物品購入決議書がないものがあった。

計量検定所

- 1 業務委託契約において、随意契約によることとした理由を明らかにしていないものがあった。
- 2 今第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

今第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第

山口農林事務所

美祢農林事務所

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

下関農林事務所

- 工事請負契約の債務不履行に係る違約金の収入未済があった
- 令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

長門農林事務所

契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える物品修繕契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあった。

萩農林事務所

役務の提供の受入れに係る支払において、支出科目を誤っているものがあった。

萩水産事務所

- 通勤手当の認定を誤っているものがあった。 なお、誤払いとなった金額については、返納済みである
- 物品の購入に係る物品購入決議書がないものがあった

農林総合技術センター

- 物品製作売買契約において、出納整理期間中に物品の引渡しを受けているものがあった。
- 令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

2

周南土木建築事務所#明が帰る。

- | 河川区域内の土地の占用料の調定の時期が遅延しているものがあった。
- 工事請負契約の解除に係る仮設物の撤去費用の収入未済があった

山口土木建築事務所

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

長門土木建築事務所

収入証紙による手数料の収入において、収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っているものがあった。

周南港湾管理事務所

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

久賀高等学校

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

熊毛南高等学校

入学試験料について、収入証紙に消印が押されていないものがあった。 なお、現在は、消印済みである。 Щ

П

下松工業高等学校

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

宇部工業高等学校

通勤手当の支給額を誤っているものがあった。 なお、過渡しとなった金額については、返納済みである

小野田高等学校

六

通勤手当の支給額を誤っているものがあった。 なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。

厚狭高等学校

契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える物品購入契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあった。

下関西高等学校

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

萩高等学校

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

灰商工高等学校

- 物品の購入に係る物品購入決議書がないものがあった。
- 2 令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

下関中等教育学校

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

見

物品購入に係る予算の執行について

物品購入に係る予算の執行については、必要以上に物品を購入したため保有数量が過大となっているもの及び年度内に履行確認が行われていないものが見受けられた。また、同種の物品を2回以上購入している場合において、それぞれの予定価格が2人以上の者から見積書を提出させないことができる5万円以下に設定され、結果的に競

監査公表第3号

争性が損なわれている事例が多数あった。 ついては、事務の効率を低下させることなく公正性及び経済性を確保するため、次にはばる事項に留等して予算の適正が執行に努められたい

- に掲げる事項に留意して予算の適正な執行に努められたい。 (1) 保有数量を調査1、用途 必要性 購入の時期 数量等を十分に検討して購入
- (1) 保有数量を調査し、用途、必要性、購入の時期、数量等を十分に検討して購入の手続を進めること。
- (2) 年度未を納期とする場合は、事業者が納品をするために必要とされる期間を勘案して発注を行うこと。
- (3) 発注1回当たりの数量、単価を定める契約の方法の導入等について検討し、競争原理が働くようにすること。
- 収入証紙による手数料の収入について

収入証紙による手数料の収入については、手数料の調定金額の誤りが多数発生してる。

ついては、受付簿その他の帳簿への記載の方法の改善及び2人以上の職員が収納額の確認を行う体制の整備について検討し、会計の処理に万全を期されたい。

Ⅲ岳○1年3日○/

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成21年3月24日

山口県監査委員 新谷和彦司 先城憲 尚同 特田忠二郎

監査の結果に関する報告

			"	*	"	"	山口県土地改良事業団体連合会
‴	告	办	推	ω Ш	"	*	社団法人山口県観光連盟
			"	**	"	*	財団法人山口県体育協会
			"	=	"	*	財団法人やまぐち角膜・腎臓等複合バンク
華		田	寸	月2日	成21年2月	#	財団法人やまぐち女性財団
加	機具	长回	睥	Ш	監査年月		監 査 箇 所

	5 E E E E E E E E E E E E E E E E E E E	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	山口県農地・水・環境保全向上対策協議会 公立大学法人山口県立大学 財団法人やまぐち森林担い手財団 財団法人山口県暴力追放県民会議 山口県道路公社 山口県土地開発公社 山口県住宅供給公社 社会福祉法人萌仁会 社会福祉法人優和会 社会福祉法人優和会 山口宗部空港ビル株式会社 山口県水田農業改革推進本部 財団法人山口県水田農業改革推進本部 財団法人山口県バス協会
: 神: 先: 神: 村:::		5 H 9 H 113 H		
。 神		4 H 5 H 9 H 10 H		

財団法人やまぐち女性財団

1 県出資金について

本財団は、女性の主体的・実践的な活動を支援することにより、女性の地位向上と社会参加の促進を図り、もって男女がともに協力し、ゆとりと豊かさを実感できる男女共同参画社会の実現をめざすことを目的として設立され、県は、基本財産994,910,605円のうち994,000,000円を出資している。

監査の結果 財政的援助

ů,

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められ

財団法人やまぐち角膜・腎臓等複合バンク

県出資金及び県補助金について

本バンクは、角膜及び強膜の提供希望者及び移植希望者の登録制度を設け、その提供あっせんを行うことにより、視覚障害者の機能回復に資するとともに、腎臓の提供希望者の登録制度を設け、並びに腎臓等臓器移植及び骨髄移植に関する保健衛生の知識の普及啓発を図り、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産298、845、859円のうち100、000、000円を出資している。

また、県は、平成19年度において、普及啓発事業補助金3,265,000円及び山口県臓

П

2042 묵 ζţ 監査の結果 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、

器移植連絡調整者設置事業補助金4,809,300円を支出している

財団法人山口県体育協会

県補助金について

金10,170,000円を支出している。 費補助金41,508,000円及び国民体育大会中国ブロック大会山口県選手団派遣経費補助 ポーツの振興に寄与することを目的として設立され、県は、 トップアスリート育成事業補助金561,619,000円、国民体育大会山口県選手団派遣経 本協会は、県民の体力の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、 平成19年度において、 もってス

監査の結果

報

ţ 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、 おおむな適圧と認めった

社団法人山口県観光連盟

県補助金について

30,000,000円、山口県観光連盟補助金8,055,000円及び東アジア地域観光客誘致促進 事業補助金3,484,000円を支出している 生活、文化及び経済の向上発展に寄与するとともに、国際親善に寄与することを目的 り、併せて国民の健全な観光旅行の普及発達と国際観光の振興を促し、もって国民の として設立され、県は、平成19年度において、山口県観光客来訪促進事業補助金 本連盟は、県内における観光事業の健全な発達及び振興並びに地域の活性化を図

Щ

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、 おおむな適圧と認められ

ָהָ הַלַ

監査の結果

山口県土地改良事業団体連合会

県補助金について

備事業 助金19,140,000円、 成19年度において、山口県担い手育成支援事業補助金52,232,000円、土地改良総合整 的な運営を確保し、 本連合会は、土地改良事業を行う者の協同組織により土地改良事業の適切かつ効率 (調査設計)補助金47,250,000円、山口県土地改良施設維持管理適正化事業補 その共同の利益を増進することを目的として設立され、県は、平 基幹水利施設管理技術者育成支援事業補助金7,261,000円、山口

> 営事業費補助金1,700,000円及び山口県土地改良負担金償還平準化事業利子補給補助 県土地改良管理指導センター運営事業費補助金4,692,000円、山口県換地センター運 金1,668,929円を支出している

八

監査の結果

おおむな適圧と認められ

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、 おおむな適圧と認めった

山口県農地・水・環境保全向上対策協議会

県補助金について

保全向上対策事業補助金168,874,000円を支出している よる効果の大きい共同活動及び環境への負荷を低減する先進的な営農活動の推進に資 ることを目的として設立され、 本協議会は、農地、 水及び環境の良好な保全及び質的向上を図るため、 が記 平成19年度において、 山口県農地・水・環境 地域住民に

監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、 おおむな適圧と認められ

ζţ

県出資金及び県交付金について

公立大学法人山口県立大学

の還元による地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の 研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会へ 資している 形成に資することを目的として設立され、県は、資本金5,810,493,000円の全額を出 て、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授 本法人は、大学を設置し、及び管理することにより、地域における知の拠点とし

立大学施設費交付金20,000,000円を支出している また、県は、 平成19年度において、県立大学運営費交付金1,209,386,000円及び県

監査の結果

ίţ 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、 おおむな適圧と認めのち

財団法人やまぐち森林担い手財団

県貸付金及び県交付金について

保を図るとともに、若い担い手の養成及び確保を促進することにより、森林の適正な 本財団は、林業労働に従事している者の就労条件を改善し、 林業労働力の安定的確

2042 号 財産1,270,000,000円のうち1,167,785,000円を出資している けているほか 、は間 平成19年度において、林業就業促進資金貸付金3,105,000円を貸し付 山口県森林づくり事業交付金6,740,000円を支出している

管理を推進し、

林業の安定的な発展に資することを目的として設立され、

帰げ、

、基本

監査の結果

ίŢ 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、 おおむな適圧と認めった

財団法人山口県暴力追放県民会議

県出資金について

事業を行い、暴力のない明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的として 設立され、県は、 本会議は、 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済等に関する 基本財産500,000,000円のうち200,000,000円を出資している

監査の結果

報

ζţ 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、 おおむな適圧と認めった

山口県道路公社

県出資金及び県貸付金について

П

× こ れ、県は、基本財産6,064,000,000円の全額を出資している。 率的に行うこと等により、地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を を徴収することができる道路の新設、改築、維持、 本公社は、県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金 もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として設立さ 修繕その他の管理を総合的かつ効

Щ

1,670,625,000円を貸し付けている 県は、平成19年度において、短期貸付金として経営健全化対策資金

監査の結果

ίŢ 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、 おおむな適圧と認めのち

山口県土地開発公社

県出資金及び県交付金について

もって県民福祉の増進に資することを目的として設立され、 を行うことにより、地域の秩序ある整備と調和のとれた開発行政の推進に寄与し、 本公社は、県の行政施策の遂行上必要な公共用地、 公用地等の取得、 河県 管理、 . 基本財産 処分等

30,000,000円の全額を出資している

104,390,876円を支出している # た、 がず 平成19年度において、 工業団地造成事業土地開発公社交付金

監査の結果

ίŢ

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められ

山口県住宅供給公社

県出資金, 県貸付金、 県補助金、 県委託料及び公の施設に係る指定管理者の指定に

額を出資している。 会福祉の増進に寄与することを目的として設立され、県は、基本金20,000,000円の全 境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社 本公社は、 、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環

を支出している。 住宅及び県営特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に係る委託料1,120,305,900円 トータルサポート事業費補助金150,000円を支出するとともに、県営住宅、県営改良 子補給金11,457,200円、特定優良賃貸住宅家賃減額補助金1,676,000円及び住まい 及び宅地取得造成資金1,400,000,000円を貸し付けているほか、特定優良賃貸住宅利 また、県は、平成19年度において、短期資金として宅地保有資金3,889,000,000円

係る指定管理者の指定をしている 更に、県は、県営住宅、 県営改良住宅及び県営特定公共賃貸住宅並びに共同施設に

監査の結果

な適圧と認められた。 財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、 きまさ

社会福祉法人萌仁会

県補助金について

関係借入金利息等補助金373,100円を支出している う創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地 成19年度において、軽費老人ホーム事務費補助金26,035,000円及び社会福祉施設整備 域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、 本会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよ

監査の結果

2

報

ĬŢ 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められ

社会福祉法人優和会

県補助金について

う創意工夫することにより、利用者が、 関係借入金利息等補助金274,300円を支出している 成19年度において、軽費老人ホーム事務費補助金25,823,000円及び社会福祉施設整備 域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、 本会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよ 個人の尊厳を保持しつつ、 自立した生活を地 単は、平

監査の結果

ζţ 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、 おおむな適正と認めのち

山口宇部空港ビル株式会社

県出資金、 県貸付金及び県補助金について

320,000,000円のうち96,000,000円を出資している 本会社は、貸室業、物品販売業等を営むことを目的として設立され、 , 洞は, 資本金

付金331,000,000円を貸し付けているほか、山口宇部空港貨物ターミナルビル監視警 **備業務補助金**1,203,930円を支出している 温け 平成19年度において、長期貸付金として山口宇部空港ビル対策事業貸

П

監査の結果

Щ

ζţ 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、 おおむな適圧と認めのた

山口県水田農業改革推進本部

県補助金について

出している。 おいて、農業振興対策事業補助金(水田農業構造改革推進事業)120,000,000円を支 造改革交付金等を活用することにより、水田農業の構造改革の推進、水田を活用した 作物の産地づくりの推進等に資することを目的として設立され、 本本部は、地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田農業構 県は、平成19年度に

監査の結果

ζţ

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められ

財団法人山口県老人クラブ連合会

 $\frac{-}{\circ}$

県出資金及び県補助金について

基本財産等200,782,064円のうち80,000,000円を出資している 全で豊かなものにし、老人福祉の増進に寄与することを目的として設立され、 本連合会は、 県内における老人クラブの普及と正常な発展を図り、 老人の生活を健

4,068,000円、山口県老人クラブ連合会事業費補助金2,756,000円及び高齢者相互支援 推進・啓発事業県費補助金682,000円を支出している また、県は、 平成19年度において、老人クラブ等活動推進員設置事業県費補助金

監査の結果

ζţ

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、 おおむな適圧と認めのち

社団法人山口県バス協会

県補助金について

客自動車運送事業の経営基盤の強化を図るとともに、 助成補助金24,938,000円を支出している 与することを目的として設立され、県は、平成19年度において、山口県運輸事業振興 を促進することによって、これらの事業の発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄 本協会は、 一般乗合旅客自動車運送事業、 一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅 利用者に対するサービスの改善

監査の結果

ζţ

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められ

財団法人山口県健康福祉財団

県出資金、 県委託料及び公の施設に係る指定管理者の指定について

増進するために必要な事業を行い、 あわせて県民の介護に関する関心と理解を深める して設立され、県は、基本財産1,523,840,000円のうち1,520,000,000円を出資してい とともに県民の健康の保持・増進を図り、もって福祉の向上に寄与することを目的と 本財団は、 健康づくり及び社会福祉の業務に従事する者の育成・確保並びに福祉を

26,289,000円を支出している 、河県 平成19年度において、山口県健康づくりセンターの管理に係る委託料

更に、県は、 山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の指定をしている

監査の結果

県

お適正と認められた。 財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、おおむ

社会福祉法人山口県コロニー協会

県補助金について

等補助金1,091,900円を支出している。 整備関係借入金償還元金等補助金1,511,100円及び社会福祉施設整備関係借入金利息 平成19年度において、身体障害者福祉施設運営費補助金43,864,000円、社会福祉施設 よう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を 地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、 本協会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供される

監査の結果

ŗţ 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、 おおむな適圧と認められ

民

山口県土地開発公社、山口県道路公社及び山口県住宅供給公社について 幯

抱えており、将来的に県民の負担になることが懸念される。 意経営改善に取り組まれているが、なお資産保有の長期化、多額の償還金等の問題を **三公社については、これまでも県政集中改革の柱の一つとして公社改革を掲げ、鋭**

財政的援助団体等への指導監督について

組を確実に推進していく必要がある。

、コンハク

「新・県政集中改革プラン」に沿って、更に実効性のある公社改革の取

Щ

П

新たな課題に直面しているものがある 行、公益法人会計基準(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定)の適用等の 公益法人制度改革に伴い、財政的援助団体等のうちには、 公益社団法人等への移

がある。 きるよう指導監督体制の充実を図るとともに、財政的援助団体等の役員又は職員に対 し、早期に研修会等を開催し、財務会計に関する事務処理能力の向上を支援する必要 こうした状況の中で、 財政的援助団体等が適正に財務会計事務を執行することがで



山口県収用委員会告示第一号

おり裁決手続の開始を決定した。 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第四十五条の二の規定により、次のと

平成二十一年三月二十四日

山口県収用委員会会長

作

良 昭 夫

起業者の名称

事業の種類

び三・五・百十二号原線(山口県光市浅江一丁目、浅江二丁目、浅江三丁目、花園二 丁目、木園一丁目、島田二丁目及び島田四丁目地内) 周南都市計画道路事業三・四・百三号虹ヶ丘森ヶ峠線、三・五・百十一号川園線及

平平 _	平成21年3月24日	火曜日	Щ	П	県	報	(定期])	角	9 2042	号
平成二十一年三月二十四日発行平成二十一年三月二十四日印刷							平成二十一年三月十一日四 裁決手続の開始を決定した年月日	光市花園二丁目		所	裁決手
-四日 昭日 一四日 一四日 一四日 一四日 一四日 一四日 一四日 一四日 一四日 一四							二月十一日 始を決定し	完 番 二		地番	続の開
							た 年	宅地		地目	始
発発 行行 人所							日	五三:		(平方メートル)	を決定
ШП								五三二		実測地積	し た 土
口口果知事广								一四七・三二		(平方メートル) の面積 収用しよう	地
定価一箇月								塚浩三	二塚佳代	氏	土
										名	地
金二千七百円(送料共)								二二一静岡県伊東市富戸一〇九五番地の	光市花園二丁目六番三四号	住	所有者
								な		氏	
								U		名	土地に関
								な		住	して権利を有する
								l		所	有す
								なし		権利の種類	る関係人

三 裁決手続の開始を決定した土地、土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人 |